

建築物

■建築物を建てる時

問合せ先：都市整備課 ☎72-1976

住宅などの建物を新築または増改築する場合には、建築基準法による確認申請が必要です。建築基準法では、建築物や市街地の安全・衛生を確保するための基準が定められています。地区により、用途、建ぺい率、容積率、高さ、その他の制限が異なりますので事前にご相談ください。

■住宅の耐震診断・耐震改修等

問合せ先：都市整備課 ☎72-1976

昭和56年5月31日以前に建てられた木造住宅は、耐震診断を受けましょう。診断は無料です。診断の結果、『危険』と判定された住宅については、改修工事の費用の一部が補助されます。

■町営住宅

問合せ先：都市整備課 ☎72-1976

町営住宅は、一定の要件を満たした方を対象としています。

●小立団地（小立5892-7）（60戸） [マップ2 C-3](#)

●大嵐団地（大嵐1507-1）（30戸） [マップ2 B-2](#)

■県営住宅

入居の申込み・問合せ：山梨県住宅供給公社

☎055-237-1656

●河口湖団地（船津4914-1）（24戸） [マップ2 E-1](#)

道路

■道路を快適に利用するために

道路に面した土地を所有している方は、樹木や草が道路にはみ出さないよう定期的に剪定や草刈りをしてください。道路上の安全を確保するため、道路上にせり出し通行の妨げとなっている風倒木を、道路管理者が伐採・枝打ちを行う場合がありますので、あらかじめご承知おきください。

問合せ先：

▶町道については…都市整備課（☎72-1976）

▶県道については…富士・東部建設事務所
吉田支所（☎24-9087）

▶国道については…国土交通省甲府河川国道事務所
富士吉田国道出張所（☎22-4188）

■LINEで道路の不具合を通報できます

スマートフォンで以下の「友だち追加」ボタンをタップするか、二次元コードを読み取って友だちに追加してください。

富士河口湖町
LINE公式アカウント



※「現場の画像（近景・遠景）」、「位置情報」、「不具合の内容」をLINEから送信してください。

■除雪に関するご協力をお願い

町では降雪時の交通確保のため、状況に応じて町道（主要道路）の除雪作業を行います。迅速かつ適切な除雪作業を心がけていますが、降雪状況によっては多少の遅れなど町民のみなさまにご迷惑をおかけする場合があります。自宅周辺や生活用道路、通学路、お年寄り世帯などの除雪に、みなさまのご協力をお願いします。

※自治会に融雪剤を配布します。個人への配布はしていませんので、町道の危険個所に散布する場合は自治会からお受け取りください。

【大切なお願い】

①凍結の可能性があるので、雪を道路へ投げ出さないでください。

②除雪作業の支障になりますので、路上駐車や物を放置しないでください。

③下流であふれることがあるので、側溝に雪を捨てないでください。

解体工事ならリトルツリーにお任せください！
内装解体・解体工事一式・粗大ごみ回収・産業廃棄物収集全般・お宅・倉庫の片付け



株式会社リトルツリー

富士河口湖小立6338
Tel 0555-73-8169
Fax 0555-73-8259



山梨県知事許可（般-29）第10149号 / 産業廃棄物収集運搬業01905187344号